

## 同一敷地内の建築物をつなぐ渡り廊下の取扱い

昭和 59 年 3 月 28 日

鳥取県土木部建築課

### 【取扱い】

簡易耐火構造又は耐火構造の建築物(以下建築物という。)をつなぐ渡り廊下(以下廊下という。)を下記の各条件に適合させた場合には、接続しても別棟扱いとする。この場合、建築物の部分の法第 2 条第 1 項第 6 号の「廊下からの延焼の恐れのある部分」の取扱いは、ただし書きを適用する。

### 記

#### 1 廊下の条件

建築物間の通行の用途(学校の昇降口を含む。)のみに供するものであること。

平屋建てとする(学校は除く。)。ただし、高さが1.1m以上の手摺等で、歩行に安全上支障のない構造とした場合には、屋根部分を廊下として使用してもよい。

使用する材料は、すべて不燃材料とする。

中央に横架材料の下端まで、防火上及び防煙上有効な下がり壁を設ける。

壁の開放率は、片面ごとで50%以上とし、上端は横架材料から50cm以上離し、上端及び下端の高さはそろえる。また、1階部分に外部への出入口を設ける。

#### 2 建築物の条件

廊下の庇の先端から90cm以内の壁は、防火構造又は耐火構造及び、開口部は甲種又は乙種防火戸とする。

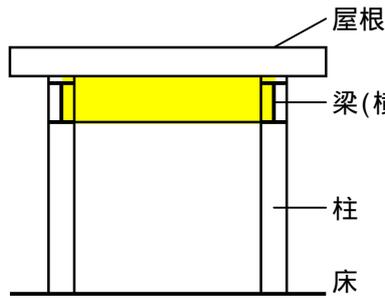
既存不適格建築物に接続する場合

- ・廊下及び階段の内装及び非常照明は是正させること。

【解説】

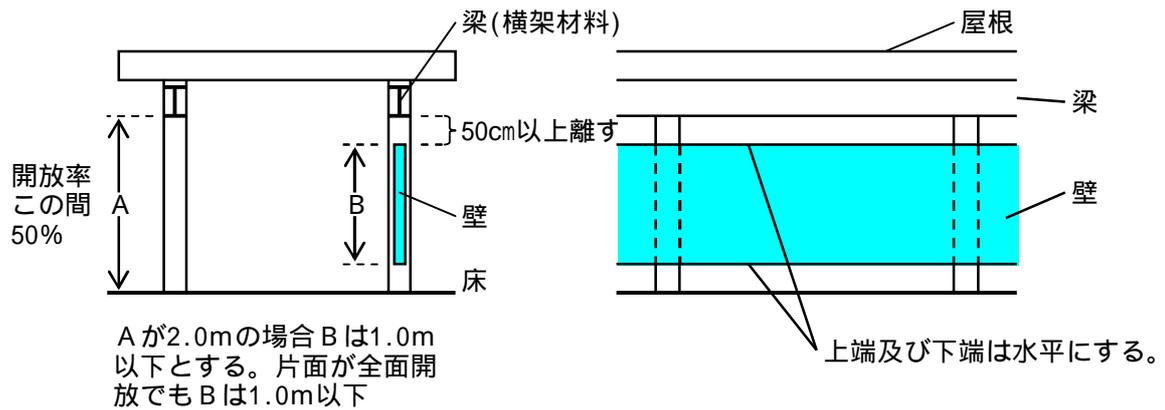
- 1 - 廊下に物品等を置かない様にさせるため、通行の用途のみとした。ただし、学校の下足箱等は、支障ないと考え学校の昇降口は含んだ。
- 1 - 一般の建築物(特に旅館等)で、2階以上をつなぐ場合は、避難上支障があると考えた。屋根部分を歩行する場合には、屋根が折版等であればシリンダーを打つ等床面に凹凸のないようにさせる。

1 -



下がり壁(1-により不燃材料)  
中央というのは、つなぐ建築物間の中間  
天井がある場合は、天井裏部分と横架材料  
の下端まで。

1 -



2 -

